

国保連合会だより



NO. 2020-医-2
令和 2年 6月 17日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5581
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

◎国民健康保険被保険者証の県下一斉更新

被保険者証更新ポスター

1 令和2年8月1日から、県下一斉に国民健康保険の被保険者証が更新され、被保険者証の色が「うぐいす色」から「クリーム色」に変わります。

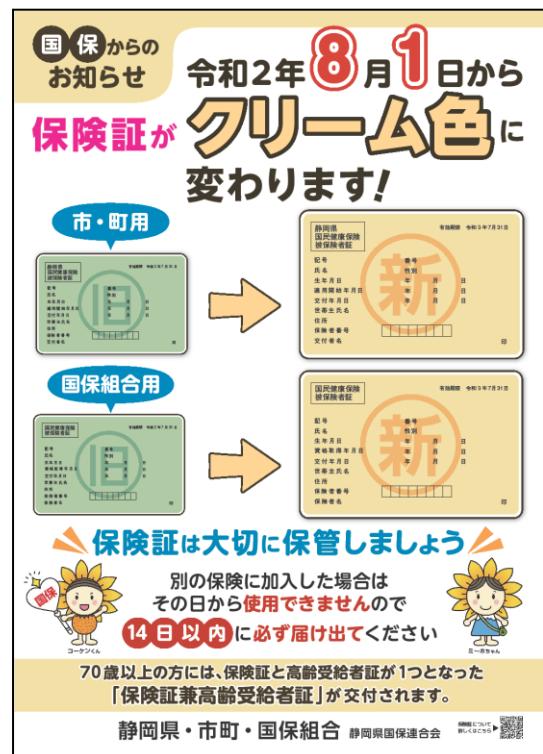
70歳以上の方には、保険証と高齢受給者証が1つとなった「保険証兼高齢受給者証」が交付されます。

窓口におきまして、被保険者証の確認をお願いいたします。

2 本会から被保険者証更新ポスターを6月下旬に送付させていただきます。

お手数ですが、施設内に掲示くださるようお願いいたします。

担当：事業課 事業振興係 一瀬
電話：054-253-5576



◎母子家庭等医療費助成事業の名称変更について

令和2年4月1日から県の実施要領が一部改正されたことに伴い、「母子家庭等医療費助成事業」から「ひとり親家庭等医療費助成事業」に名称が変更となりました。

これに伴い、本会あての「母子家庭等医療費明細書」については、用紙の在庫がある場合、またはシステム改修が間に合わない等が懸念されますので、当面は、母子家庭等の名称を使用して請求することも可能です。

また、本会から送付しております診療報酬等振込通知書につきましても、当分の間は「母子医療手数料」の表記に変更ありませんのでご承知おき願います。

制度に関するお問い合わせは、静岡県健康福祉部 こども未来局 こども家庭課(054-221-3759)までお願いします。

裏面に続きます

◎【重要】風しん追加的対策の請求事務担当者様へ（再周知）

風しん第5期の予防接種委託料の変更について、4月16日付け国保だよりNo. 2020-医-1でお知らせしましたが、5月請求時に金額訂正されていない事例が多く見受けられましたので、再度連絡いたします。

下記の市町について4月実施以降は予防接種委託料が変更となりますのでご注意願います。

また、昨年度発行済のクーポン券（有効期限が2020年3月末までのもの）を利用して受診された対象者については、クーポン券に記載された金額を下記の金額に訂正して請求願います。

※訂正がない場合は、訂正前の金額で支払われますので十分にご留意願います。

令和2年1月8日付け厚生労働省健康局健康課、厚生労働省健康局結核感染症課 事務連絡「風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて」（別紙参照）

市区町村番号	市町名	単価を改定する クーポン券の有効期限 (発行済のもの)	旧委託料（税抜き）/円 2020年3月まで		新委託料（税抜き）/円 2020年4月から	
			予診のみ	接種費用	予診のみ	接種費用
221007	静岡市	2020年2月	846	9,724	864	9,796
222097	島田市	2020年3月	846	9,220	864	9,280
222119	磐田市	2020年3月	2,000	9,520	2,000	9,580
222127	焼津市	2020年3月	846	9,220	864	9,280
222143	藤枝市	2020年3月	846	9,220	864	9,280
222160	袋井市	2020年3月	952	9,470	952	9,580
222267	牧之原市	2020年3月	846	9,220	864	9,280
224243	吉田町	2020年3月	846	9,220	864	9,280
224294	川根本町	2020年3月	846	9,220	864	9,280
224618	森町	2020年2月	952	9,470	952	9,580

担当：業務部 保険者支援課
電話：054-253-5595

事務連絡
令和2年1月8日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局結核感染症課

風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて

風しんの追加的対策につきましては、多大なる御理解及び御協力を賜り感謝申し上げます。

令和元年度に発行したクーポン券の取扱いについては、「風しんの追加的対策に係る令和2年度の対応について（協力依頼）」（令和元年12月20日付け健康局健康課・結核感染症課事務連絡）において、令和2年度も使用可能とすることとしていましたが、令和2年度に風しんの第5期の定期接種に係る委託料（以下「委託料」という。）を変更する自治体における対応について、下記のとおり定めることとしますのでお知らせいたします。

つきましては、下記事項について関係者への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について御協力をお願いいたします。

記

1 有効期限を延長したクーポン券の取扱いについて

- (1) 有効期限を延長したクーポン券で、委託料を改定したものについては、実施機関において、当該クーポン券を発行した市区町村の委託料改定の有無を確認（※以下3(2)で示す新旧価格表を使用。）し、クーポン券面額に変更がある場合は、旧金額に取り消し線を引き、その下部に改定後の金額を記載する。実施機関は、クーポン券を貼付した予診票の合計金額を請求金額として取りまとめの上、代行機関を通じて市区町村へ請求を行うものとする。
- (2) なお、委託料が改定された市区町村のクーポンであっても、実施機関において委託料の訂正がなされない（印刷済みの券面額がそのまま表示されたクーポンを代行機関に提出する）場合は、印刷済みの券面額により市区町村に請求される。このため、市区町村においては、改定後（令和2年度）の委託料と改定前（令和元年度）の委託料の両方の請求に対応する必要がある。

- (3) 当該対応は、代行機関において令和元年度に発行したクーポン券による請求手続きを可能とするもので、令和2年度において委託料を改定しない場合は、有効期限の延長のみとなる。

2 前倒し発行したクーポン券の取扱いについて

令和元年度の当初に発行したクーポン券と、令和元年度末に前倒し発行した令和2年度用のクーポン券の券面額が異なる場合については、令和元年度中は、いずれも有効期間内であることから、実施機関は、印刷済みの券面額に基づき請求を行うものとする。このため、市区町村においては、改定後の委託料と改定前の委託料の両方の請求に対応する必要がある。

3 委託料改定を行う場合の手順

- (1) 委託料を改定する場合は、改定前の金額及び改定後の金額を、令和2年3月13日までに、別紙様式により、各都道府県担当において管内市区町村分を取りまとめ、厚生労働省健康局健康課予防接種室へ報告する。
- (2) 厚生労働省は、実施機関や代行機関等において委託料の確認を行えるよう、価格改定のあった市区町村について、新旧価格表を作成し、公表（周知）する。

4 その他

市区町村が委託料を改定する場合には、当該市区町村の新旧の委託料を公表とともに、全国の実施機関等に目視での対応を求めることとなることについて、関係者と理解を共有しておく必要がある。また、当該市区町村内の実施機関への取扱いの周知については、当該市区町村が、関係者と協力の上遺漏なきを図るものとする。

【照会先】

厚生労働省健康局
健康課予防接種室調査管理係
(直通)03-3595-3287